

第10回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定
検討委員会会議概要

会議名称	第10回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称） 策定検討委員会
開催日時	平成28年6月10日（金） 午前10時～正午
開催場所	立川市役所 本庁舎 208会議室
次第	〔開 会〕 1 報告事項 （1）第9回条例策定検討委員会の検討状況について 「第2 本論 合理的配慮の提供」について ① 保健・医療に関する合理的配慮 ② 教育に関する合理的配慮 ③ 雇用に関する合理的配慮 ④ 生活・バリアフリーに関する合理的配慮 2 検討事項 （1）内容の検討 「第2 本論 合理的配慮の提供」について ⑤ 保育に関する合理的配慮 ⑥ 療育に関する合理的配慮 ⑦ 地域生活に関する合理的配慮 ⑧ 文化芸術・スポーツに関する合理的配慮 3 その他事務連絡 〔閉 会〕
出席者	〔委 員〕 吉川かおり委員長、長谷川敬祐、泉口哲男、岩元喜代子、野々久美子、 谷川香月、岡田治、奥山葉月、滝富加、曾根博、田中文人、山川滋、 岡部直士、福本行廣、山本繁樹、飯島一憲（敬称略、順不同） 〔事務局〕 井田福祉保健部長、高木障害福祉課長、加藤業務係長、 成田障害福祉課主査、城之下障害福祉第一係長、阿部障害福祉第二係長、 柳障害福祉第三係長、塩島主任、井土主事
会議資料	資料10-1 第9回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい 立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会議事録 資料10-2 条例のたたき台に対する策定検討委員会からの意見等について （第2 本論 合理的配慮の提供）（保健・医療、教育、雇用、生活・バリアフリー） 資料10-3 第2 本論（2）合理的配慮 オ 保育に関する合理的配慮 資料10-4 「保育に関する合理的配慮」についての条文のたたき台と施策の展開につい て 資料10-5 「保育に関する合理的配慮」に関する障害者基本法の規定と他市の条例の規 定について 資料10-6 第2 本論（2）合理的配慮 カ 療育に関する合理的配慮 資料10-7 「療育に関する合理的配慮」についての条文のたたき台と施策の展開につい て 資料10-8 「療育に関する合理的配慮」に関する障害者基本法の規定と他市の条例の規 定について 資料10-9 第2 本論（2）合理的配慮 キ 地域生活に関する合理的配慮 資料10-10 「地域生活に関する合理的配慮」についての条文のたたき台と施策の展開に

	について 資料 10-11「地域生活に関する合理的配慮」に関する障害者基本法の規定と他市の条例の規定について 資料 10-12 第 2 本論（2）合理的配慮 ク 文化芸術活動・スポーツに関する合理的配慮 資料 10-13「文化芸術活動・スポーツに関する合理的配慮」についての条文のたたき台と施策の展開について 資料 10-14「文化芸術活動・スポーツに関する合理的配慮」に関する障害者基本法の規定と他市の条例の規定について 資料 10-15 第 2 本論（3）相互理解の促進 資料 10-16「相互理解の促進」についての条文のたたき台と施策の展開について 資料 10-17「相互理解の促進」に関する障害者基本法の規定と他市の条例の規定について
--	---

〔開 会〕

1 報告事項

（1）第 9 回条例策定検討委員会の検討状況について

「第 2 本論 合理的配慮の提供」について

① 保健・医療に関する合理的配慮

●市民は合理的配慮を受けるだけではなく、提供する側といえる。そういったことを周知することが必要。

●研修会などの場を活用して、理解してもらうのがよい。

●障害のある人の家族・保護者が自身の健康診断を後回しにしてしまうという状況がある。受けやすくなるように環境を整備できないか。

●家族支援を 1 つの項目として設けて欲しい。

●家族を支援するという観点から、相談支援・短期入所が利用しやすくなるよう充実を図ってほしい。

② 教育に関する合理的配慮

●副籍制度で利用した小学校には、エレベーターがなかった。バリアフリーを推進して欲しい。

●市の責務を明記するだけでなく、子どもたち同士の共生的な関わり合いを促進することが必要。一般市民に合理的配慮について理解を深めてもらうのが良い。

●合理的配慮に関して、大人が見本となるような行動を子どもに示さないといけない。

●高齢分野では、認知症患者をサポートする認知症サポーターの養成講座がある。障害分野でも同様な支援のあり方があるとよいのでは。

③ 雇用に関する合理的配慮

●市だけでなく、市民、従業員に関しても条文に盛り込む方が良いのでは。

④ 生活・バリアフリーに関する合理的配慮

●障害のある人の移動の際の配慮 という視点は他の項目でも関わるが、どのように整理するのがよいのか。

●項目ごとに条文を考えていくとアンバランスにならないか。枠にとらわれずに自由に意見をあげるのがよいのでは。

○複数の領域に関わるものについては、今後検討していく。新たな項目を設けることについても考えていきたい。

●全体の枠組みを柔軟にした上で、条例の全体構成を考えていくのがよい。

2 検討事項

（1）内容の検討

「第2 本論 合理的配慮の提供」について

⑤ 保育に関する合理的配慮

●障害のある子を受容できないという問題が深刻になっている。障害受容のできていない親がいる中、家族支援という視点はどうか。

○幼児教育については、学校教育の中で考えている。

●幼保連携という流れの中で同じ年代の子どもは一体で という方向になっている。

●療育という視点も重要だが、就学前の子どものことを考えると「障害児」としてではなく「子ども」としてみていくことが重要。障害のある子もない子も共に育ち合うことが基本。

●障害のない兄弟姉妹を含めた家族全体を支援していくことが重要。

●市、市民、事業者それぞれが目指すものを考えていきたい。

⑥ 療育に関する合理的配慮

●療育と保育は、一つの項目にまとめた方が良いのでは。

●発達の状態を適切に把握していくという視点が必要ではないか。

●立川市の「ドリーム学園」は質の高い専門機関といえる。地域の中で育つということを基本としている。

●共に成長し共に学ぶということが必要。

●地域でできる取組として家族支援、ファミリーサポートが大切。

●幼少期から障害のある子とない子の相互の交流を図っていくことが必要。

●在宅の重度障害児への専門的な医療ケアという視点はどうか。

●地域移行の動きは始まっているが、重度障害児は長期入院となっていることもある。訪問看護を利用することもあるが、高齢者を主に対象とする事業所が多い。支援機関とつなげていくことが大切。

⑦ 地域生活に関する合理的配慮

●災害時には、情報がきちんと伝わるのが極めて重要になる。情報が伝わらないことは大きな問題になる。少しの心づかいがあるだけで大きくかわっていく。

●障害者自身が十分に理解できる個別支援計画を作成する必要がある。

●「18 歳、65 歳に到達するときなどで支援者がかわる際に引き継ぎがうまくいかない」という現実がある。支援機関同士の連携が大切。

●減災という視点と共に、生活再建過程における合理的配慮の提供も重要。

●地域生活に関する合理的配慮の中で、不動産取引についても触れて欲しい。

●地域での助け合いという観点から、普段から地域の人とつながりをもっておくのが重要。

●普段から、災害時にはまず何をしなくてはならないか考えておくことと併せて、市、市民、事業者も含め連携することが大切。災害時には情報の保障とともに移動の保障も重要。

⑧ 文化芸術・スポーツに関する合理的配慮

●年齢を問わず、子どもについても盛り込むのはどうか。

●積極的な印象がわく条文案にして欲しい。

●スポーツジムにて「規定から精神障害者は会員になれない。」と言われた事例がある。

●学校のクラブ活動には介助員が配置されていないので、参加できない状況になっており合理的配慮を提供してほしい。

●施策と合理的配慮に関しての取り扱いは難しい。作業部会・分科会をつくるのはどうか。

「第2 本論 相互理解の促進」について

3 その他事務連絡

○次回は、平成28年7月8日（金）の10時から正午まで208会議室で行う予定。

〔閉 会〕

以 上